

# 資料編

## 1. 近年の主な法整備

### 1. 発達障害者支援法の成立

平成 16 年 12 月に、従来の身体障がい、知的障がい及び精神障がいという 3 つの枠組みでは適切な支援が難しかった自閉症、アスペルガー症候群<sup>\*</sup>などの発達障がいのある人に対して、その定義を明らかにするとともに、発達障がいを早期に発見し、生活全般にわたる支援体制の構築を図るため、「発達障害者支援法」が成立し、平成 17 年 4 月に施行されました。

### 2. 障害者雇用促進法の改正

平成 17 年 6 月に、障がいのある人の雇用機会の拡大を目指し、福祉施策と雇用施策の有機的連携、精神障がいのある人に対する雇用対策の強化や在宅で就業している障がいのある人への支援などを内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正が行われ、平成 18 年 4 月に施行されました。これにより、法定雇用率の算定対象に、新たに精神障がいのある人が加えられました。

### 3. 障害者自立支援法の成立

平成 17 年 10 月に、サービスの提供主体を住民に身近な自治体である市町村に一元化するとともに、身体・知的・精神といった障がいの種別に関わらず、共通の制度によりサービスを提供することなどを内容とする「障害者自立支援法」が成立し、平成 18 年 4 月に施行されました。（一部は平成 18 年 10 月施行）

また、平成 22 年 12 月には、利用者負担の見直し（応能負担を原則に）、発達障がい障がい者自立支援法の対象となることの明確化、相談支援体制の強化などが規定されました。

### 4. 学校教育法の改正

平成 18 年 6 月に、障がいのある生徒一人ひとりのニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育<sup>\*</sup>」の制度化等を内容とする「学校教育法」の改正が行われ、平成 19 年 4 月に施行されました。

### 5. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー<sup>\*</sup>新法）の成立

平成 18 年 6 月に、高齢者、障がいのある人等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ることを目的に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が成立し、平成 18 年 12 月に施行されました。

### 6. 障害者基本計画の後期の重点施策実施 5 か年計画の策定

平成 19 年 12 月に、国の「障害者基本計画」（計画期間：平成 15 年度～平成 24 年度）の後期の「重点施策実施 5 か年計画」（計画期間：平成 20 年度～平成 24 年度）が策定され、「啓発・広報」、「生活支援」など 8 分野にわたる重点施策と達成目標が定められました。

## 7. 障害者の権利に関する条約の署名及び発効

平成 20 年5月に、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」が発効しました。日本は、この条約に平成 19 年9月に署名を行っており、国においては、条約の批准に向け、国内法の改正等の検討が進められているところです。

## 8. 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の制定

平成 23 年6月に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、障がいのある人に対する虐待の防止に係る国や自治体の責務等が定められました。

## 9. 障害者基本法の改正

平成 23 年7月に、障がい者支援の基本原則などを定めた「改正障害者基本法」が成立しました。障がいのある人の就職や教育などあらゆる機会での差別を禁じた「障害者の権利条約」批准に向けた、国内法整備の第1弾と位置付けられます。

## 10. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の成立

「障害者自立支援法」を改め、日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること基本理念として平成 25 年4月に施行されました。

## 11. 障害者差別解消法の成立

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が制定されました。施行は、平成 28 年4月1日です。

### 参考1. 障害者基本法第11条第3項（抜粋）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

### 参考2. 障害者総合支援法第88条第1項（抜粋）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

## 2. 総社市障害者施策推進協議会条例

平成18年6月27日

条例第27号

### (設置)

第1条障害者基本法(昭和45年法律第84号)第26条第4項の規定に基づき、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障がい者に関する施策の推進に必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議させるため、総社市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条協議会は、委員20人以内で組織する。

2委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 障がい者及び障がい者の福祉に関する事業等に従事する者
- (3) 学識経験のある者

### (委員の任期)

第3条委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、前条第2項第1号及び第2号の委員は、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (庶務)

第5条協議会の庶務は、保健福祉部において行う。

### (その他)

第6条この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年総社市条例第35号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

### 3. 総社市障害者施策推進協議会名簿

任期：令和2年4月1日～令和3年3月31日

区分	役職名	氏名
関係行政機関 の職員	岡山県倉敷児童相談所長	嶋田 俊幸
	岡山県備中保健所長	藤村 隆
	倉敷中央公共職業安定所総社出張所長	内山 透
	総社市教育委員会学校教育課長	井上 徹
障がい者及び 福祉関係従事者	総社市社会福祉協議会 会長	風早 昱源
	総社市民生委員児童委員協議会 会長	川田 一馬
	総社市身体障害者福祉協会 会長	板谷 修二
	総社市手をつなぐ親の会 会長	小川 正雄
	特定非営利活動法人あゆみの会理事長	高木 光恵
学識経験者	岡山県立大学保健福祉学部准教授	大倉 高志
	吉備医師会 会長	平川 秀三

※順不同

## 4. 総社市障がい者千五百人雇用推進条例

平成29年9月7日

条例第22号

### (目的)

第1条 この条例は、障がい者千五百人雇用の推進に関し、基本理念を定め、市、事業主、商工会議所等（以下「事業主団体」という。）の果たすべき責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めてこれを推進し、障がい者をはじめ全ての市民が生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 障がい者千五百人雇用の実現のための雇用の促進と就労の支援は、障がい者が働く権利と義務を持ち、その個性や意欲に応じて能力を発揮し、社会を構成する一員として社会経済活動に参加する機会が与えられ、かつ、健康で安心な生活を享受できるものでなければならない。

### (市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、障がい者の雇用の促進と就労の支援を国、県、事業主、事業主団体及び民間の団体と協力して実施するものとする。

2 市は、積極的に公共施設等のバリアフリー化を推進するものとする。

3 市は、自ら率先して障がい者の雇用に努めるものとする。

4 市は、障がい者の雇用の促進と就労の支援に取り組む過程で生じる課題及び就労状況の分析を行い、必要に応じて適当な措置を講ずるものとする。

### (事業主の責務)

第4条 事業主は、障がい者一人ひとりの特性について理解を深め、その特性に配慮した雇用管理、施設・設備の新築、改修及びバリアフリー化並びに災害時の避難対応を行うなど、障がい者が働きやすい職場環境を整備し、障がい者の雇用の拡大に努めるものとする。

### (市と関係がある事業主の責務)

第5条 市と契約を締結し、市の補助金の交付を受け、又は市の公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）について指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の指定を受け、若しくは指定を受けようとする事業主は、市税その他の貴重な財源で賄われる契約代金若しくは補助金を受領し、又は市の事務及び事業の一部を担うことから、その事業活動を通じて市の施策の実施に協力する責務を有するものであって、その雇用する労働者の数に対する障がい者である労働者の数の割合を高めるよう、進んで障がい者の雇用に努めなければならない。

### (事業主団体の責務)

第6条 事業主団体は、その構成員である事業主に対し、障がい者の雇用の促進のために必要な情報の提供及び助言に努めなければならない。

### (市民の役割)

第7条 市民は、障がい者の特性の理解を深めるとともに、市が実施する障がい者の雇用促進と就労支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

### (特例子会社設立の支援)

第8条 市は、事業主が行う障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する子会社の設立に当たって支援を行うものとする。

### (就業及び生活上の支援)

第9条 市は、法第34条に規定する障害者就業・生活支援センター、総社市社会福祉協議会その他関係機関と連携して、障がい者が職業生活における自立を図るための就業の支援及び就業に伴い必要となる日常生活又は社会生活上の支援に努めるものとする。

- 2 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第15項に規定する共同生活援助を市内で実施する事業者に対し、支援を行うものとする。

#### （障がい者支援施設等からの物品の買入れ等）

第10条 市は、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）の趣旨に鑑み、障がい者支援施設等（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所をいう。以下同じ。）において生産活動に従事する障がい者の就労の支援のため、自ら率先して障がい者支援施設等から物品を買入れ、又は役務の提供を受けるとともに、事業主に対して同様の措置を講ずるよう要請するものとする。

- 2 市は、障がい者の雇用に積極的に取り組んでいると認める事業主に対して、市等との契約に当たって、一定の条件を定めて、有利な取り扱いをすることができる。

#### （啓発活動の実施）

第11条 市は、国、県、事業主団体及び民間の団体と協力して障がい者の雇用と就労、施設のバリアフリー化に関し、事業主及び市民の理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

#### （顕彰）

第12条 市は、障がい者の雇用に関し、特に優れた取組みをした事業主の顕彰を行うものとする。

#### （障がい者千五百人雇用委員会の設置）

第13条 市長は、障がい者の雇用の場の創設及び拡充、障がい者の雇用促進と就労の安定化を目指し、必要な助言、提言を得るため、総社市障がい者千五百人雇用委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、20人以内とする。
- 3 委員は、委員会の目的に賛同し、目的の達成を担う一員として積極的に活動する団体・機関等に所属する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 市長は、特に必要があると認めるときは、委員会に有識者等を委員として参画させることができる。

#### （その他）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則（平成23年12月19日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（関係条例の一部改正）
- 2 総社市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年総社市条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（検討）

- 3 市長は、この条例の施行後5年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則（平成25年3月25日条例第17号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条及び第5条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成29年9月7日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（総社市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 総社市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年総社市条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

## 5. 計画策定までの経緯

日付	名称	概要
令和2年11月5日	第1回総社市障害者施策推進協議会	障がい者実態調査の内容について協議
令和2年11月20日～ 12月7日	障がい者実態調査を実施	市内手帳所持者等に対して抽出により2,500人へ実施
令和2年12月18日	総社市手をつなぐ親の会との意見交換会	知的障がい者団体
令和2年12月18日	総社市身体障がい者福祉協会との意見交換会	身体障がい者団体
令和2年12月21日	NPO法人あゆみの会との意見交換会	精神障がい者団体
令和2年12月21日	社会福祉法人 総社市社会福祉事業団との意見交換会	障がい児団体
令和3年1月8日	岡山県立倉敷まきび支援学校との意見交換会	障がい児団体
令和3年1月13日	自立支援協議会との意見交換会	
令和3年1月13日	文教福祉委員会所管事務調査	議会への計画概要説明
令和3年1月22日	第2回総社市障害者施策推進協議会	計画の素案について協議
令和3年2月3日～ 2月22日	パブリックコメント	一般の方から意見募集
令和3年3月16日	第3回総社市障害者施策推進協議会	計画の決定

## 6. 障がい者団体との意見交換

### (1) 身体障がい者団体から寄せられた意見（総社市身体障がい者福祉協会）

#### ① 障がい者千五百人雇用について

- ・ 心配しているのは、障がい者が独立（自立）をきちんとできるかどうか。その独立（自立）に向けて、どのようなことができるかしっかり考えて取り組んで欲しい。
- ・ 障がい者が働きたいというニーズがあるのか、そのミスマッチがないようにして欲しい。

### (2) 知的障がい者団体から寄せられた意見（総社市手をつなぐ親の会）

#### ① 計画全般について

- ・ 生活介護などの働けない人の目標設定も必要。働ける人基準のライフステージモデルだけでなく、働けない人のものも含めた設定をして欲しい。
- ・ 一人ひとりが大事にされていることが伝わる表現を取り入れて欲しい。
- ・ 行動目標などの達成状況を含めた検証をきちんと行って欲しい。

#### ② 障がい者千五百人雇用について

- ・ 千五百人雇用の基本目標に A 型の給与が設定させているが、B 型の工賃も設定すべきである。
- ・ 就労移行支援金について、支給を今後行うのであれば、その後の定着率などもしっかり追いかけるべき。

#### ③ 福祉サービスについて改善すべきところ

- ・ 重度の人の入所先のグループホームが、現状の総社市にはない。親なきあとのことも考えて、整備を後押しして欲しい。
- ・ 在宅サービスを受けている人で、短期入所を利用したい場合、総社市ではその受け入れ先が足りていない現状なので充実させて欲しい。

#### ④ その他

- ・ 警報や災害の際の対応について、指針を示してもらいたい。
- ・ ボランティア養成講座について、周知をしっかりと行って欲しい。



### (3) 精神障がい者団体から寄せられた意見（NPO法人あゆみの会）

#### ① 運営上の問題点

- ・ 事業所の職員および利用者の高齢化が深刻になっている。事業所の活性化が課題である。
- ・ A型とB型、さらにⅢ型を比較する風潮がある。相談支援体制にも課題があるように感じる。壁を作らず協力できる関係を築くべきである。
- ・ 実際に一人で生活している人が増えてきており、そのフォローを事業所がしている現状である。相談できる場所や組織を形成して欲しい。
- ・ 防災について、事前に訓練しているが、実際に起きた時できるかが心配である。

#### ② その他

- ・ 親なき後については、しっかり考えていく必要があり、早急に対応していくべきである。

### (4) 障害福祉サービス事業所から寄せられた意見（社会福祉法人 総社市社会福祉事業団）

#### ① 運営上の問題点

- ・ 過剰に福祉サービスを利用しているのではないかとと思われるケースもあるため、各サービスの利用基準や利用量の適正化を図るとともに、サービスが不要になるタイミングを示していくことも必要では。
- ・ 障がい児相談支援について、更新の場合は、セルフプランでも良いのではないか。

#### ② 福祉サービスについて改善すべきところ

- ・ 不登校への支援について、学校や療育等への通学・通所のための移動支援があれば助かる。
- ・ 医療的ケア児を受け入れる日中一時支援や短期入所の事業所が必要。
- ・ 子どもが小さいうちから各種福祉サービスについて知る機会を増やしてほしい。
- ・ 放課後等デイサービスや日中一時支援の事業所をもっと増やしてほしい。事業所によって良い悪いもあるので、質も向上させた方が特定の事業所に利用者が集中しなくなる。

#### ③ その他

- ・ 発達障がい児について、早期発見後に全員がいきなり療育を利用しなくても、まずは総社 PEC 等も活用すべき。
- ・ 療育事業所と学校等との連携について、市から発信したり、療育事業所と学校等がお互いを知ることにより協力的になれば良い。保護者とのコミュニケーションも重要である。

## (5) 岡山県立倉敷まきび支援学校から寄せられた意見

### ① 計画全般について

- ・ 知的重度の子の居住について，老後だけでなく青年期からしっかりやっていくということを前面に出してほしい。

### ② 障がい者千五百人雇用について

- ・ 就労に協力したが，本人とコミュニケーションがとれず従業員間でトラブルになった。就労定着について，行政が間に入ってフォローをしっかりと欲しい。

### ③ 災害対応について

- ・ ヘルプカードを活用した取り組みを行ってほしい。
- ・ 知的の子などは普段から支援ボード等で場所を把握してもらっている。コロナウイルス感染のことも含めて，障がい者が避難できる避難所を最初から確保してほしい。

## 7. 自立支援協議会の委員から寄せられた意見

### ① 運営上の問題点

- ・ 通常学級に通う障がいのある子どもが、中学卒業後進学等をしていないことがある。この網をかいくぐった人を支援する体制が必要。
- ・ 各事業所の施設整備の際に、視覚障がいの人に通所に配慮した設計について周知してほしい。
- ・ 相談支援事業所の相談件数が増え続けている。特にサービスの利用につながらない基本相談。この基本相談の支援体制を充実させてほしい。

### ② 障がい者千五百人雇用について

- ・ 就労移行支援金について継続してやってほしい。また、長期的に働かれた人への支援する制度もお願いしたい。

### ③ 福祉サービスについて改善すべきところ

- ・ 高齢までいかない方で、世代の狭間になる方の支援をどのようにやっていくか課題と感じている。
- ・ 日系などの外国籍の障がい者の家族はサービスを理解できていないので、そのフォローをしっかりとって欲しい。

### ④ その他

- ・ 障がい者の健康診断受診について、案内がくるが理解できず受診につながっていないので、そのフォローをして欲しい。

## 8. 用語解説

### 【あ】

#### ●アスペルガー症候群

発達障がい的一种であり、一般的には「知的障がいが無い自閉症」とされている。

対人関係の障がいや、他者の気持ちの推測力、すなわち心の理論の障がいの特徴とされる。

### 【か】

#### ●学習障がい（LD）

全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論するなどの特定の能力の習得と使用に、著しい困難を示す様々な障がいを指す。

#### ●グループホーム

障がい者が、世話人から日常生活上の援助を受けながら共同生活を行い、地域において自立生活していくための暮らしの場。

### 【さ】

#### ●自閉症

3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、

興味や関心が狭く特定のものにこだわる、などを特徴とする行動の障がいのこと。

#### ●身体障がい者

身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸の機能障がい、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある18歳以上の者であって、県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。

#### ●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる人であることを確認する手帳。

#### ●精神障がい者

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

### ●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障がいの状態にあると認められた人に交付する手帳。

### ●成年後見制度

判断能力が十分ではない知的障がい者、精神障がい者等を保護するため、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人等から援助を受ける制度。

### ●その他の広汎性発達障がい

自閉性精神発達遅滞のこと。精神発達遅滞とは、全般的な知能の発達に遅れがみられ、社会生活にうまく適応できない状態のこと。発達期に低い知能がみられる場合をいう。

## 【た】

### ●知的障がい者

知的機能の障がいが発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別な援助を必要とする状態にある人。

### ●注意欠陥多動性障がい(ADHD)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、または衝動性、多動性を特徴とする行動の

障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

### ●特別支援教育

障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

## 【な】

### ●ノーマライゼーション

常態化、正常化、標準化。障がい者や高齢者を区別して隔離することは異常(アブノーマル)であり、あらゆる人々が共に暮らしていく社会こそが正常(ノーマル)だという福祉の理念。

## 【は】

### ●発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい<sup>\*</sup>、学習障がい<sup>\*</sup>、注意欠陥多動性障がい<sup>\*</sup>その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

## ●バリアフリー

障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差などの物質的障壁や社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去を行うこと。

## ●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関について、その雇用している労働者中に占める障がい者の割合が一定率以上でなければならないとされる雇用率のこと。一般民間企業の場合は、従業員50人以上が対象で、2.0%。

## 【ま】

### ●民生委員児童委員

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、①常に調査を行い、生活状態をつまびらかにしておくこと、②保護を要するものを適切に保護指導すること、③社会福祉事業施設と密接に連絡し、その機能を助けること、④福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、などを職務とする。児童福祉法による児童委員を兼務する。

## 【ら】

### ●ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

### ●療育

障がい児が医療的配慮のもとで育成されること。

### ●療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に交付する手帳。

# 第6期総社市障がい福祉計画・第2期総社市障がい児福祉計画

令和3年3月

---

編集・発行総社市保健福祉部福祉課  
〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号  
電話0866-92-8269

---





